会議結果報告書

平成29年10月13日

会議の名称	平成29年度第3回志木市成年後見制度利用促進審議会
開催日時	平成29年10月11日(水)9時30分~12時05分
開催場所	市役所 4階 第3委員会室
出席委員	大貫正男会長、飯村史恵副会長、池田恵子委員、竹内善太委員、 竹前榮二委員、渡辺修一郎委員
	(計 6人)
欠席委員	なし (計 0人)
±y, n⊓ □	吉田恵子主席専門員、黒澤多恵主査、福祉課抜井雅治主席専門員
説明員	(計 3人)
議題	議事 (1)基本計画素案委員意見票の集約・反映について (2)志木市成年後見制度利用促進基本計画素案の検討について (3)多摩南部成年後見センター視察について (4)その他
結果	審議内容の記録のとおり
	(傍聴者 9人)
事務局職員	村上孝浩健康福祉部長、北村竜一次長、近藤政雄長寿応援課長、吉田恵子主席専門員、黒澤多恵主査

審議内容の記録 (審議経過、結論等)

1 開会

2 会長あいさつ

利用促進法の所管は、来年度より内閣府から厚生労働省社会援護局に移管し、(仮称) 成年後見制度利用促進室が設置され、被後見人の資格制限は今後法改正される予定である。 3 士会においては自治体に協力を働き掛けられている動向である。志木市では先駆けて条例化されたが、中核機関を市が設置することも含め、他の自治体にも条例化が重要であると理解されつつある。

3 議事

(1) 基本計画素案委員意見票の集約・反映について

説明員)資料1と配布資料に基づき説明。

議長)各意見は、議事(2)意見反映後の計画素案で各委員から伺うこととし、自治体と家庭 裁判所、自治体と司法はおそらく歴史上初めて新しい連携を行うことになる。資料にある各々 の立場が良く分からない等のハードルを乗り越え、良い制度に作り上げていただきたい。

(2) 志木市成年後見制度利用促進基本計画素案の検討について

説明員)資料2に基づき説明。

議長) 意見反映により、12ページ修正後のネットワーク図や三位一体となる公的支援システム、協議会、チームの在り方、不正防止の効果等の記載は良いか、各委員の意見を伺う。 <質疑・意見>

副会長) 12ページ下図は、「民間・企業」の下に「成年後見関係事業者」があり、この位置づけが「民間・企業」の括りで良いか。11ページで「行政、家庭裁判所、民間・企業が三位一体となる公的支援」と記載があり、行政、家庭裁判所、民間・企業の役割は違うのではないか。これらを三位一体との表現で良いか。

議長)民間・企業は、利用促進法第2条の定義で実施機関と事業者に分かれている。「実施機関」は、NPO法人専門職等を指し、「民間」は、弁護士、司法書士等の専門職で成年後見の担い手のことである。「事業者」は、介護、医療等の事業を行う者をいうとされており、分けて記述した方が良いが、それが三位一体となることは違いない。

委員)三位一体が基本であることはわかるが、自分は市民後見人の立場から、助言が必要な時は身近な成年後見支援センターを通し専門職へ相談しており、直接専門職へ相談することはない。後見人も福祉の事が全く分からないため、ここで三位一体と記載して良いのか疑問はある。専門職の力が必要なことは、身に染みて感じている。

議長)具体的な機能分担で三位一体とは、実際に行政や裁判所、専門職団体、NPO法人、社協等機能は色々とある。担い手ではその他に医療や介護職も必要であり、今回初めて金融機関が記載されている。ドイツ型を思考した三位一体の仕組みを作っていければと考える。

委員) 三位一体という言葉は誤解を受けやすい。行政、家庭裁判所、民間・企業が連携協力して公的支援を行うと記載しているが、三位一体の文言を使用しなくても良いのではないか。

議長) 成年後見制度は三位一体でないと完成しないため、行政だけ専門職だけ、裁判所だけでできるものではなく、得意な分野でお互いに補いながら実施していくしかないと考える。

委員)会長が説明した内容と、12ページ下図と11ページの「民間・企業」の説明内容が違うのではないか。

議長) 12ページ下図は修正を予定する。「成年後見実施機関」は、促進法第2条定義の「担い手」となっている。

委員)11ページ注釈に、「実施機関としての担い手」が入ることで良いか。コアになる部分と 関連する団体とは違ってくるのではないか、きちんと整理する必要があると考える。協力や協 調することは非常に必要だとは思う。

議長)確かに並立ではなく、役割が異なるということで良いか。

委員)常に相談する所と一緒に実施する所は異なると考える。11ページ「民間・企業」の注 釈に不正防止を行う(金融機関)とあり、あたかも金融機関が不正防止に協力してくれるよう にあり、実質的には通報等をしてくれているようだが、金融機関での通報は個人情報保護から 認めないと思う。それを前提に記載して良いか。

議長)通報という意味か、不正防止の信託での金融機関で良いか説明を求める。

説明員)認知症の金銭管理などや振り込め詐欺の不正性のある事案に気付いて、市へ通報できる第一線の窓口が金融機関とのことで記載した。ここでは信託の意味ではない。

委員)不正防止の見守りを行う人は三位一体での一部分とは異なる意味である。後見の必要な人を発見する上で金融機関は重要であるが、併記せず制度の必要な人の発見と不正防止を分けて記載した方が良い。金融機関がこの人は後見が必要であるとしても、個人情報保護上から市や後見センターに通報があると思えない。

委員)見守りを行う人を金融機関とする記載は修正が必要ではないか。

委員) 情操的な不正防止のチェックとかの位置付けなどがある。金融機関は実質的に重要な役割を担わざるを得ないのでどこかに掲載はすべきである。

議長)相続案件など記載を工夫し、役割が非常に重要であるため金融機関を注釈併記から11ページ1-1本文へ記載箇所と役割を明記修正し、注釈の内容が重要であるため、金融機関だけでなく詳しく記載すれば良いと思うがいかがか。

副会長) 12ページの図は、用語の内容と定義づけ等を詳しく記載し図が何を示すのか分かるよう修正すべきと考える。

議長)副会長の意見も踏まえ、図の説明、11ページ注釈の8、9の箇所及び全体的な実施体制と実施機関、関連事業者等の説明を本文に追記修正する。

議長)12ページ図でセンターは高齢者、障がい者、子ども部門の成年後見に関する権利擁護の窓口一本化が図られると考える。身近な窓口ができ情報共有し仕組みをつくることで身上保護や意思決定支援につながるものとなる。市に中核機関を置き中核機関に専門職が入ることで、相談や受任調整、選任後のフォローもここで行い、身上保護や意思決定支援のフォローも可能になると考えている。国の基本計画では、協議会が何か大きな仕事をしなければならないのではなく、年に2回程度の総会等を行うことで良いとしている。実務は、親族相談も含め中核機関に入る専門職団体等が担っていくことになると思う。協議会の構成員のうち特に専門職団体が中核機関で実働を担っていくというイメージである。

委員)協議会は、自立支援協議会等を年1、2回活用するとのことだが、既存の自立支援協議会では機能しないのではないか。後見が必要な人の把握は可能かもしれないが、その先どう連携していくのかが見えてこない。協議会がある程度の評価を行うとすると適切ではない。自立支援協議会では、地域の障がい者のニーズ把握はできるが個人情報は扱えず、高齢者のニーズは把握できない。イメージ図は協議会で何をするかや既存の組織とどう変わるかがわからず、協議会委員は実働的イメージができないと思う。

議長)実働は中核機関の専門職団体で、市から受託等により協議会の一部専門職団体が実働を担うことになると考える。相談や受任調整、後見人の相談等の実務は中核機関でほぼ完結する。中核機関でできないことは、自立支援協議会等にお願いすることもあると思うが、基本的な役割は中核機関でカバーできればと思う。中核機関の設置後は新しい後見に関する案件から実施し、現在約80人いる既存の後見利用者は順次取扱うこととなる。家裁との共有や役割分担は今後も打合せが必要である。志木市で国の基本計画で目指す広域連携を視野に小さい機動的な組織を生み、順次ノウハウを蓄積し近隣市と連携を取れるようにしていければ良いと考える。委員)説明から13ページの役割で、多職種連携による本人を巡る支援の多職種による記載は良いが、個別ケース支援や検討は範囲が広く個人情報を扱えないため、協議会でなく中核機関ではないか。協議会の位置付けは本人を巡る支援ではなく中核機関で実施した案件を「当事者性のある人を含め評価する」などに修正が良いのではないか。審議会、協議会、中核機関の役割は明確にした方が良い。また、協議会等は、当事者も是非参画できるようにしてほしい。立

場に応じた理解促進が図られれば良いと考える。

副会長) 中核機関等は専門職が後見に関する具体的な個人的支援を行うが、協議会を構成する 各組織が後見とは別の社会資源の情報を持っている。その一番裾野の情報共有がないとその人 にはどんな後見人に依頼するのかなどの判断が難しいと思う。

委員)12ページ図で、中核機関やセンターで後見に関する情報を保有し、他方協議会からは 福祉的相談を受けたり相互共有を行うのではないか。福祉的な情報共有がチームから協議会へ の矢印になっているが、協議会と中核機関間に矢印の流れを修正し、協議会から得た情報を後 見センターがチームに流す方が良い。

議長) 協議会の役割は、市の代表として広く意見を聞くことになると考える。

説明員) 今後、協議会での普及啓発等を含め共有と、高齢者部門で包括との連携も記載してい きたい。当事者の参画も障がい担当と調整していけたらと考える。

議長)国の基本計画には、協議会、チームのことが多くあり記載する必要がある。中核機関をどう動かすかがこの計画を走らせる上で非常に重要であると考えている。療育手帳や精神障がい者保健福祉手帳、障害年金等の障がい者、障がい福祉サービスや介護保険サービス等は、行政が縦割りで支援を判断しているが、中核機関として情報をある程度必要な情報を集約していく必要がある。行政内の各課長は情報から制度が必要か把握や判断できるのではないか。

副会長)介護保険サービスや障がい福祉サービスのアウトリーチは、今までも言われてきたが、 実際にできてきたかは疑問であり行政の意見を聞きたい。

説明員) 高齢者施策では、平成27年度から認知症初期集中支援チームを設置し、医療、介護職と連携で支援が必要な人へ介入し早期発見、早期に医療につなげるようアウトリーチを開始している。専門職の制度理解はこれから必要であるが、後見人がチームの中で必要に応じ協働するなど他の認知症施策と連携していきたい。障がい分野は、行政事務上で相談記録を処理するため管理職等から周知できるが、後見が必要かの判断は担当者のスキルによって違いがある。行政は人事異動もあり、行政よりも相談支援事業所やサービス事業者の情報から後見制度につながることが多い。自立支援協議会では基本的には障がい者施策で不足する社会資源の発掘や調査、障がい者虐待等を協議しており、主に仕組みづくりを行っている組織である。自立支援協議会を個別ケースの検討で活用することは難しいと了承いただきたい。

副会長)中核機関を志木市ならではのものにしていくためには、今までの行政が縦割りであったものを横割りにしていく、制度の変遷を経て福祉サービスが契約になった時点で行政の役割が変わってきていることを踏まえ、この中核機関でまた行政が踏み込み組織も含め作り直すということは大切である。志木市の人口規模でできないものは、もっと大きな市では実現できないと思う。横割りにしていくことは、人口規模からも先駆的良い事例になるのではないか。

副会長) 14ページの制度理解の基本目標(1)利用しやすさと利用者の把握(利用人数)の 箇所は、利用者が潜在的な方も含めどのような状況か市は調査しているか。ニーズ把握は非常 に重要であり、一定の地域限定や推計値でも調査行った方が良いと考える。

説明員) 昨年度に高齢者保健福祉計画、障がい福祉計画でニーズ調査を行ったが、成年後見に関する設問項目を入れてないため、今後平成31年度を目途に国から示される具体的なニーズ 把握の手法・分析の兼ね合いを見ながら是非把握していきたい。

議長)これから具体的に中核機関を組織する段階で、弁護士会ではどう考えていくか伺いたい。 委員)今後の利用促進に関して、三士会の一翼である弁護士も一緒に作り上げていくということは理解しているが、どこにどう協力し関わっていったら良いかが全く見えてこない。

議長) 大阪市を参考にすると各専門職や税理士がセンターを担い、相談や受任調整、身上保護、

市民後見人の育成等を行っていく。イメージでは定期的な窓口対応を弁護士会に委託するなどと考える。

委員)弁護士会とさいたま市の包括でモデル事業を実施している。月に2回決まった弁護士が相談の有無にかかわらず出向き、顔が見える関係を築き通常の法律相談でも良いし、法的な問題があれば対応している。現段階で具体的な派遣等のニーズや費用面が見えないが三専門職が関与するイメージか。初めは動かしてみないと分からないのでモデル事業でのスタートも良いと考えるが、センターの人員体制は3人か。

議長) イメージのように中核機関に定期的に関与し、どのような形で専門職が支援できるか中 核機関を作るための機会を設ける必要がある。国の基本計画でも、三専門職が基本的な役割を 担うとなっており、本気で実施するとなれば行政だけで中核機関が動くものでないため体制基 盤として協力する必要がある。

事務局) センターは常勤2名で相談や市民後見人養成、マッチング等を行っている。今後は地 域資源である社協と役割分担をすることが必要と考えている。

委員) 15ページ基本目標は、これまでの行政の取組を踏まえると、利用が必要な市民の早期発見・早期支援とあるがかなり難しいのではないか。具体的な方策を考えているか。この制度自体が後見の利用促進であり、一番重要なことは困っている人をきちんと吸い上げる仕組みが機能しなければ、いかに審議会で議論をして計画策定しても生きてこないので、行政の組織体制を最優先し作る必要があるので考えていってもらいたい。

事務局)福祉サービスを提供する担当者のスキルで異なり、制度の周知が十分とは言えないため、今後専門職に制度理解を進め早期発見・早期支援につなげたい。待っているだけでは既に間に合わない潜在的ケースも多い。毎年実施する高齢者世帯実態調査での設問とすることや、行政の体制面は4年程度で異動するため、地域ケア会議を活用し包括職員の制度理解を進め、アウトリーチも既存の仕組みを活かしたい。国で示す広域化も見据えて議論いただきたい。議長)一番困ることでもあるので、今後人事面で配慮が必要と考える。

委員)民生委員や包括等の福祉事業者、行政職員の発見すべき支援者側に制度を理解してもらい適切に制度につなげていける力をつけていくことが重要であり、発見の視点が計画に掲載されていないため、何か方策を載せた方が良い。

委員)普及啓発は現状と課題に記載されているが、取組みにないため市民に関する普及啓発・研修と地域包括センター等のケアを行う関係職員への研修等を分けて記載した方が良い。

説明員) 基本目標2の専門職と市民への理解を加えているが、記載のない方策を追記修正する。 議長) 必要な人を把握し全てに利用させるものでもない。判断やバランスが非常に難しい。

委員)非常に重要な視点であり、認知機能のチェックが国から示したとしても一律に後見を付けるものでもない。障がい分野では障害者権利条約とのバランスをとり、どう制度につなげるかは制度自体が障害者権利条約に違反しているという人もおり、非常に難しい面も生じてくるので、手帳取得者へ一律に制度につなげるではなく、例えば障がいの担当相談員等が制度をきちんと身に着け、見守りから始めはあんしんサポートネット等を利用しながら、理解を進める段階を経て適切に制度につなげる仕組みが必要である。そのうえで現場の本人と接する人や相談支援専門員が問題点と制度の両方をきちんと勉強することが必要であり、真に必要な人に届かなくなってしまわないようバランスが大切で難しい面がある。

議長) 障がい分野では制度利用ありきではないかとの議論があるが、そうではなく必要な方の 状態に応じて利用することである。

委員) 真に必要な障がいの状態のイメージが付きにくく、前回会議で足でのコミュニケーショ

ンを例で挙げたが、重度の障がいがあっても意思表示と意思決定をどう支援するか、保佐や補助類型はわかるが真に制度が必要な状態のイメージが見えない。重要なので仕組みとして外せないことである。制度上では契約だけに後見をつけるなどの課題も感じる。

副会長)非常に大切なことであり、現場のケースのニーズによって、後見制度ともっと簡便に利用できる後見以外の選択肢など、かなり濃密な関係を築いて段階的に本人の自己決定を引出していくこともあり得る。これらは難しいことであるが、長期的視点に立って協議会や全体的なネットワーク等の中で考えていくべきものであり、社会に向け提言していく機能も大事である。後見制度だけでなく、他の制度のチョイスも生み出していくのかの観点も必要である。

議長)国で示す利用者は20万人しかいない。後見のない場合、特に医療の意思決定支援は現実的には介護ケアの人などが行い、財産管理もどのように行われているかの議論もあり、重要なテーマであるので慎重にやらなければならない。国会では国は何人くらい後見人が必要かと議論されていたが、必要な人数は結論が出る性質ものでなく各現場で考えていくしかないとも思う。中核機関などで力を借りたい。

委員) 医療同意は後見人ができるか。

委員)予防接種などは可能と民法上で解釈されている。

議長)解釈では良いとされている。法律上は後見人の風邪薬服薬も含め医療同意はできない。 後見人の同意できる範囲は限定が困難である。

委員)広域化は、市外利用者が市内の後見人の場合など、なぜ必要で将来構想があるか。

事務局)他市施設等に市民が住んでいるため、市外在住の後見人が選任されているケースがある。センターは近隣市では異なる形態などにより運営されている。志木市にも他市からの需要があるが職員体制から担いきれないなど、利用促進の点からセンター機能を拡大するなどの連携がなくては進まないとも考える。

会長)国の方針も広域化があり、近隣市との広域化は良い取組で是非進めていただきたい。

【審議結果】

素案への意見を踏まえ修正し、各委員は他の意見も提出することとする。

(4) 多摩南部成年後見センター視察について

説明員)資料3に基づき説明。視察の質問票の回答を依頼する。

議長) 成果を挙げている先進地視察の提案である。

(5) その他

次回第4回と第5回日程を調整し、あわせて大阪市の先進的取組に関し研修を予定する。

4 閉 会

以上